

監査公表第 5 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 4 項の規定に基づき定期監査を実施したので、その結果を同条第 9 項の規定により、次のとおり公表する。

平成 27 年 6 月 29 日

彦根市監査委員 若 林 忠 彦
彦根市監査委員 馬 場 和 子

定 期 監 査 結 果

1 監査の期日および対象

平成 27 年 4 月中に次のとおり実施した。

実地監査

監査期日	監 査 対 象
4 月 15 日	教育総務課 人権教育課 生涯学習課
4 月 22 日	文化振興室・市民会館 学校教育課
4 月 28 日	保健体育課 文化財課・彦根城管理事務所・開国記念館・歴史民俗資料室 彦根城世界遺産登録準備室

書類監査

監査期日	監 査 対 象
4 月 10 日	教育研究所 少年センター 市民体育センター 図書館・視聴覚ライブラリー

2 監査の方法

各所属とも、平成 26 年度(平成 27 年 2 月末日現在)における財務に関する事務の執行および経営に係る事業の管理について、対象所属から監査資料の提出を求めるとともに、関係職員の説明を聴取し、帳簿および関係書類について抽出により監査した。

3 監査の結果

教育総務課における施設等の修繕については、緊急の必要による 1 者随契が多くされているが、業者選定に当たっては、過去の実績等を管理・分析するなどして、さらに経済性を高めるとともに、新規業者の参入にも留意されたい。また東中学校における公用車両 3 台の配備については、利用状況を精査のうえ、見直しや代替策の検討を行われたい。

文化財課については、全国各地で国指定の文化財等に油がまかれる事件が起きているが、彦根城をはじめ本市の文化財にかかわる防犯および防災の対応策の強化を検討されたい。

保健体育課について、小学校給食費の未納にかかわる事務処理が所定の要領に基づき迅速かつ確実に行われるよう、各学校への指導を徹底されたい。また、学校給食センターによる中学校給食費について、安全かつ効率的、経済的に徴収し、未収金を発生させないため、口座振替による納付をさらに促進されたい。

各所属ともその他の事務事業の執行状況は、おおむね適正に処理されていると認められた。

今後とも事務処理には十分配慮され、適正かつ効率的な事務事業の執行に努められたい。

なお、軽易な改善事項については、その都度指摘し指導したので記述を省略した。